

平成27年

第4回市議会定例会 議案第10号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「基づく」の後ろに「指定居宅サービス事業者等の指定および」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

区 分		単 位	金 額
介護保険法（以下この表において「法」という。） 第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護または特定施設入居者生活介護に係るもの	1件につき	28,000円
	その他のもの	1件につき	21,000円
法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新	通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護または特定施設入居者生活介護に係るもの	1件につき	13,000円
	その他のもの	1件につき	11,000円

法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定	地域密着型通所介護， 認知症対応型通所介護 （共用型指定認知症対応型通所介護を除く。）， 小規模多機能型居宅介護， 認知症対応型共同生活介護， 地域密着型特定施設入居者生活介護 または複合型サービスに係るもの	1件につき	30,000円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係るもの	1件につき	64,000円
	その他のもの	1件につき	23,000円
法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	地域密着型通所介護， 認知症対応型通所介護 （共用型指定認知症対応型通所介護を除く。）， 小規模多機能型居宅介護， 認知症対応型共同生活介護， 地域密着型特定施設入居者生活介護 または複合型サービスに係るもの	1件につき	13,000円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係るもの	1件につき	29,000円
	その他のもの	1件につき	11,000円
法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定		1件につき	21,000円
法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新		1件につき	11,000円
法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定		1件につき	62,000円
法第86条の2第1項の規定に基づく指定介		1件につき	29,000円

護老人福祉施設の指定の更新			
法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可		1件につき	62,000円
法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可		1件につき	33,000円
法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新		1件につき	29,000円
法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請を併せて行う場合を除く。）	介護予防通所介護，介護予防通所リハビリテーション，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護または介護予防特定施設入居者生活介護に係るもの	1件につき	28,000円
	その他のもの	1件につき	21,000円
法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新（同項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請を併せて行う場合を除く。）	介護予防通所介護，介護予防通所リハビリテーション，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護または介護予防特定施設入居者生活介護に係るもの	1件につき	13,000円
	その他のもの	1件につき	11,000円
法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（法第78条の2第1項の	介護予防認知症対応型通所介護（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を除く。），介護予防小規模多機能型居宅介護または介護予防認知症対応型共同	1件につき	30,000円

規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を併せて行う場合を除く。)	生活介護に係るもの		
	その他のもの	1 件につき	23,000円
法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新（法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を併せて行う場合を除く。）	介護予防認知症対応型通所介護（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を除く。）、介護予防小規模多機能型居宅介護または介護予防認知症対応型共同生活介護に係るもの	1 件につき	13,000円
	その他のもの	1 件につき	11,000円
法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定		1 件につき	21,000円
法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新		1 件につき	11,000円
健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新		1 件につき	29,000円

備 考

- この表において「共用型指定認知症対応型通所介護」とは、函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関

する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。

2 この表において「介護予防通所介護」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条または第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。

3 この表において「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」とは、函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第28号）第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条および別表第2の規定（介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可に係る部分および同条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用する。
- 3 改正後の別表第2の規定（介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者等の指定および介護老人保健施設の開設の許可の更新に関する事務について手数料を徴収することとし、ならびに同施設の開設の許可に係る手数料の額を改定するため